

行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と続く同16日の本震の二度の激震により、多くの尊い人命を奪い、地域住民の生活基盤や安寧な日常生活を奪い、甚大な被害をもたらしました。そのような中、本市においては庁舎機能の移転を余儀なくされ、同様に熊本県内各市町村でも行政庁舎等の施設、設備が甚大な被害を受けています。

今回の地震により、本市及び熊本県内各市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが、改めて明らかとなりました。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要があります。

現行制度上、行政庁舎等の再建については、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があります。しかし、特に本市のような小規模自治体では、財政基盤が弱く、災害に強い復旧、復興を進める上で大きな障壁となっています。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 行政庁舎再建等において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設等も含めた国庫補助制度を創設すること。
- 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月30日

水 俣 市 議 会